

1章. 産業振興計画の策定にあたって

(1)策定の趣旨

①習志野市の産業のあゆみ

本市の産業は、戦前から現代にかけて大きく変化をしてきました。

戦前は、穀物類やイモ類を主な産物とした農業と海苔やアサリ・カキ等の養殖など、半農半漁のまちとして栄える一方、国鉄及び京成線の開通により駅を中心とした商業集積地（商店街）が形成され、特に大久保は「習志野騎兵連隊」を始めとする軍隊及び軍施設によって、大きなにぎわいを見せていました。

戦後、軍施設が廃止され、軍用地は千葉工業大学、日本大学、東邦大学、順天堂大学等の教育施設や、住宅用地として転用されました。

昭和30年代頃からは野菜の生産が盛んになり、特に習志野産のにんじんが市場で高い評価を得たことにより昭和42年に国の指定産地となった一方で、わが国の高度経済成長路線の中で、内陸部への日立製作所や日立精機に代表される大手企業の進出を契機に、産業基盤に支えられたまちづくりへと歩みを踏み出しました。

この間、国の「京葉工業地域造成計画」により、2度にわたる公有水面の埋立てが行われ、市域面積を拡大するとともに、市内各地で住宅地の造成や学校等の公共施設の整備が進みました。また、首都のベッドタウンとして人口が急増する中で、JR津田沼駅周辺には大型店の進出が相次ぎ、全国的にも「津田沼南北大型店戦争」と呼ばれる商業激戦地として知られた商業都市の一面を見せるようになり、その他の地域では、これまでの産業集積を活かしつつ、地域商業を確立するための商店街の共同施設の整備が図られました。さらには、先の埋立て事業による湾岸道路以南の地域で、住工混在を解消し操業環境の確保と高度化を目指した工場移転が進められるなど、本市の産業構造も大きく変化したところです。

これらの結果、現在は、JR及び京成線の各駅周辺は商業・業務地となり地域密着型の商店街が形成され、東部及び臨海部の工業集積地には、本市特有の交通の利便性の良い立地条件から物流関係の企業が多く進出しています。

②これまでの産業振興施策の取り組み

本市のこれまでの産業振興施策を振り返ると、平成14年度に、新産業の育成を目指すことを重点に置き、産学民官連携による産業振興を推進するため、「産業振興計画（平成15年度～平成19年度）」を策定し、平成17年度には、本市の資源を最大限に活かし、揺るぎない産業基盤に支えられたまちづくりを進めていくため、産業振興に関する基本的な事項を定めた「産業振興基本条例」を施行いたしました。

また、平成19年度には新たに「産業振興計画（平成20年度～平成26年度）」を策定し、更に平成20年の世界同時不況以降の厳しい経済情勢が続く中で、本市の産業基盤の安定的な発展と日々変化している経済情勢や社会環境に対応するため、平成22年度に計画の改訂を行い、様々な産業振興施策に取り組んでいます。

③策定の趣旨

本市は、平成26年3月に、今日まで築き上げてきた豊かで安全・安心な生活環境を継承し、新たに住んでみたいまち、将来にわたり住み続けたいまちにするために、「未来のために～みんながやさしきでつながるまち～習志野」を将来都市像とした、平成26年度から平成37年度までを計画期間とする「基本構想」を策定するとともに、この基本構想に掲げた将来都市像を実現するための施策を表した、平成26年度から平成31年度までを計画期間とする「前期基本計画」を定めました。

この前期基本計画では、3つの目標の1つとして「支え合い・活気あふれる『健康なまち』」を位置付け、これを推進するために、「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」を目指すこととしています。

その実現のため、「習志野市産業振興基本条例」に基づき、市内産業の持続的・安定的な発展はもとより、「産業界（産）」・「大学（学）」・「市民（民）」・「行政（官：市）」が相互理解の上で連携し合い、産業振興を推進していく必要があります。

この各分野の連携による個々の力の集結とその相乗効果で、より効果的に地域経済や市内産業の振興を推進することができます。

そして、地域経済や市内産業の振興は、市内企業の安定経営と発展に繋がり、ひいては、市民の安定した雇用の創出や利便性・快適性の高い豊かな生活の実現が可能となります。更に、市内企業が発展することは、市税収入の確保とともに、本市全体の活性化にも繋がります。

このように、にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興を目指すことにより、市民が安定して働き、暮らせる豊かな生活が導き出されるものと考え、本計画の策定にあたり、以下の基本方針を掲げます。

《基本方針》

「未来のために ～みんながやさしきでつながり働き、暮らせるまち～ 習志野」

(2)計画の位置付け・実施期間・構成

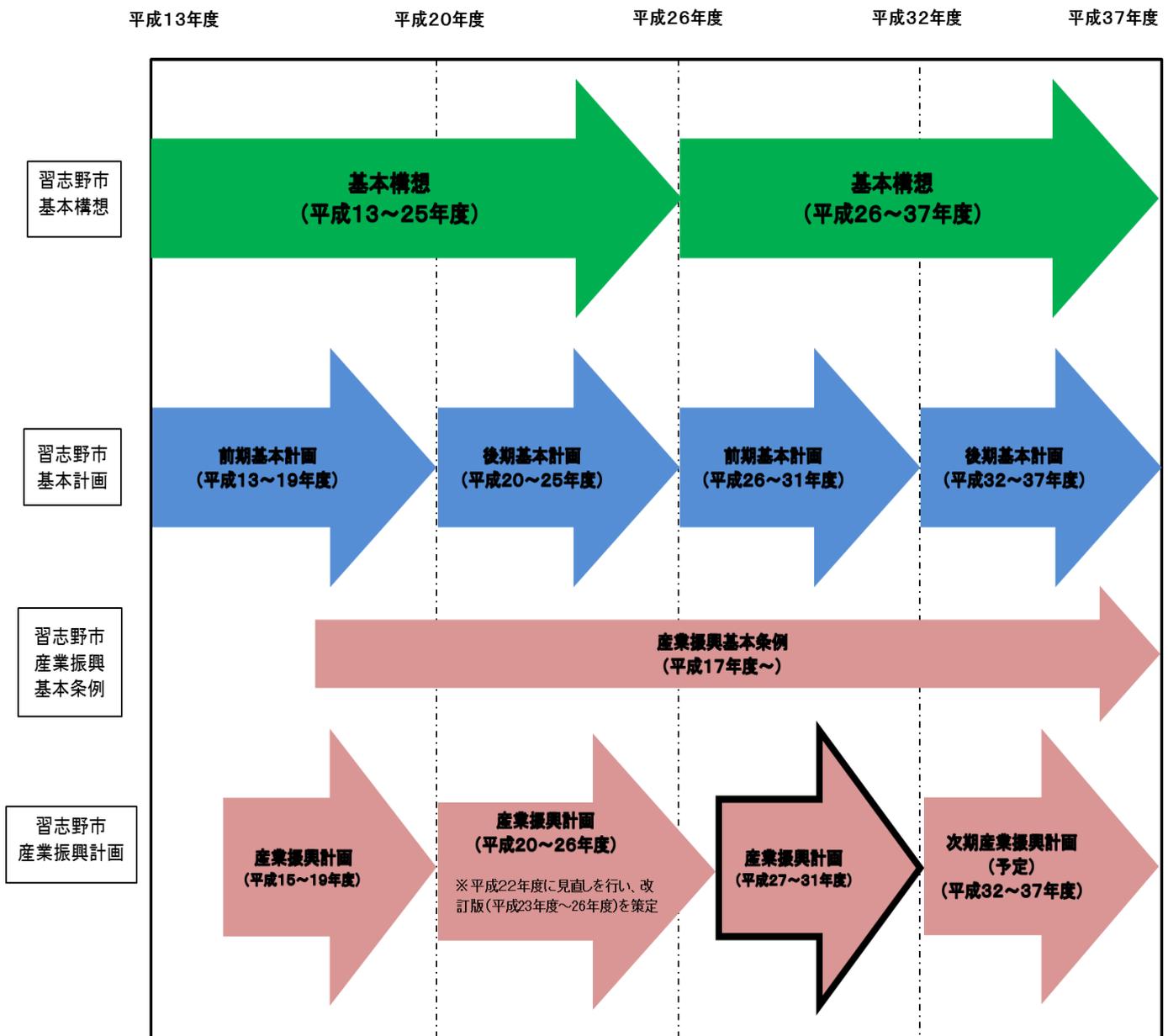
①位置付け

本計画の位置付けは、基本構想を実現するために定めた前期基本計画の分野別計画として策定するものであり、前期基本計画で示されている考え方や方針を踏まえた、習志野市の産業分野全般を対象とした計画です。

なお、本計画における産業振興の各施策は、本市の各分野にわたる様々な計画の関連施策と整合及び連携を図っています。

②実施期間

本計画の実施期間は、前期基本計画内の平成27年度から平成31年度までの5か年とし、次期改定作業は後期基本計画の策定に合わせ実施するものとします。



③構成

本計画は、後述する本市産業振興にかかる現状と課題を踏まえた上で、本計画の推進を図るべく、

【戦略1 中小企業の経営支援】

【戦略2 商業の振興】

【戦略3 工業の振興】

【戦略4 都市農業の振興】

【戦略5 まちづくり観光の振興】

【戦略6 新たな産業育成と産学民官連携の推進】

【戦略7 勤労者支援と新たな人材活用】

を柱とした構成としました。

(3)計画のポイント

①7つの戦略

これまで取り組んできた産業振興施策の実績と課題の検証、関係機関等からの意見や審議会の審議を踏まえた上で、昨今の国、県等の産業振興施策とともに、経済情勢や社会環境の変化等により、新たに必要とされる内容を加え、拡充しながら取り組めます。

本計画は、上記のように7つの戦略を柱に構成し、それぞれの目指すべき将来像を定め、各種施策を実行します。

- ①本市産業の中心的存在である中小企業全体に係る施策が重要と位置付け、中小企業の経営支援を戦略1としました。
- ②戦略2～5は、本市の産業振興の根幹となる産業ごとにその方向を示しました。
- ③戦略6、7を中心に、経済情勢や社会環境の変化等により、新たに必要とされる内容を加えました。

②新たな連携の推進

産業振興基本条例の基本理念である産学民官連携による産業振興の推進と合わせて、本市基本構想の重点プロジェクトの一つである「協働型社会の構築」による取り組みが必要であると考えます。

については、市、事業者、市民、関係団体等あらゆる主体が、これまで以上に連携・協力体制を強め、それぞれの責務と役割の中で戦略を実行します。

③時代に即した施策の実施

少子超高齢社会や人口減少への対応が求められる中、本市産業の衰退や労働力の不足、地域コミュニティの弱体化等を招くことのないよう、本市としては多くの人々にとって働き、暮らしたいと思える産業環境の整備に取り組んでいかなければなりません。

女性が働きやすい環境の整備や若年者や高齢者の就労機会の創出など、あらゆる人が働きやすい職場環境の推進を図ります。

(4)計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、市、事業者、市民、関係団体等あらゆる主体が連携・協力体制を強め、産業振興基本条例に基づき、それぞれの責務と役割の中で各事業に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、戦略を実行します。

併せて、本計画の進行管理として、各事業の実効性を定期的に検証していく必要があるため、毎年度、事業ベースで進捗状況や実績等をまとめ、「習志野市産業振興審議会」において報告・審議を行うなど、*P D C Aサイクルの検証を行っていきます。

また、計画期間中における、経済情勢や社会環境の変化、協働等の成果等により、新たに必要とされる事業や不要となったり、見直しを求められる事業等の対応について、柔軟に取り組んでいきます。

※「P D C Aサイクル」…Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセス。

○習志野市産業振興計画の位置付け概念図

本計画のスキームは、本市のまちづくりの理念や計画など、以下の概念図に示すとおり、基本構想で定めた「支え合い・活気あふれる『健康なまち』」づくりを推進し、実現しようとする分野別の実施計画となります。

～ 文教住宅都市憲章（理念）～

